

陳 情	受 理 番 号	100	受 理 年 月 日	令和元年 7 月 29 日	付 託 委員会	都市建設 環境
件 名	市が管理する集会所に関する陳情書					

市が管理する集会所に関する陳情書

件名 集会所が利用不能になっているので利用可能にしてもらいたい

陳情（要旨）項目

- 1、 那覇市が管理する繁多川市営住宅の集会所を居住している全ての人々に公平、平等に貸し出す義務があります。
- 2、 那覇市は一部の人と結託するような紛らわしい行動をつつしみ、広く平等に集会所を貸し出すよう陳情します。
- 3、 上記の件は、様々な所に請願するも、全て拒否される事7年間も苦しんでいます。

陳情の理由・経過等

私、陳情者（以下私と言う）は、繁多川市営住宅（以下市営住宅と言う）に居住しています。しかし私は差別される事、七年つら過ぎる年月です。
なぜ同じ日本に住みながら差別され、憎しみをあらわにされ、目が合っても無視され、話も聴こうとせず離れる役員（役員とは繁多川市営住宅の会長などの役員の方々の事です）の方々です。

いずれ、沖縄県も国からの予算削減された時のために、食べられる樹木を植え、また、菜園を作って置く事で貧困者対策になろうと思い特許を趣味としている私が提案しました。

広い敷地を有効利用する事が大切であり、老人の健康増進にもつながろうと思い提案しました。

その話し合いにも集会所の利用を求めたが集会所の申込書すら再三の要請も拒否されたままです。

原発被爆地から避難した者は「何れ帰るのであるから静かにしてもらいたい…」と差別され、集会所の貸し出しを拒否されています。

7年間至る所に請願するも一言「市は自治会に口出しは出来ない決まりと…」担当者や課長の言葉です。

いかなる所でも国民は自由に居住する権利がありますが、居住権をはく奪された感じがします。法律があると言うが、憲法に違反した法律は無効になると憲法98条に明記されています。

自治会に歯向かう者、歯向かう恐れのある者に対して、集会所の貸し出しを拒否する行為は反社会的で危険な感じがします。

集会所とは何か、自治会とはなぜ出来たのか、頭脳集団の議員の素晴らしい脳力で解決してくれる事を期待し、良い返事をお待ちしています。

言いたい事はまだまだ沢山ありますが…、以上で那覇市は全ての居住者に対して集会所を貸す義務がありますので集会所の開放をお願いします。